

平成29年度第1回矢巾町総合教育会議議事録

- 1 日 時 平成29年7月3日（月）午後1時00分～午後2時16分
- 2 場 所 矢巾町公民館2階 第3・4研修室
- 3 出席者
（構成員） 高橋昌造町長、和田修教育長、関村昭子教育長職務代理者、大坊一男教育委員、掛川はるな教育委員、齊藤学教育委員
（事務局） 山本良司総務課長、村松康志学務課長、野中伸悦社会教育課長、佐々木忠道学校給食共同調理場所長、田中館和昭総務課長補佐、田村琢也学務課長補佐、伊藤早弥香学務課主事
（司 会） 田中館和昭総務課長補佐

4 内 容

○ 司 会（田中館補佐）

それでは平成29年度第1回の矢巾町総合教育会議を開催いたします。
はじめに、高橋町長から挨拶をお願いいたします。

○ 町 長

今日は今年度に入りまして第1回目の矢巾町総合教育会議でございますが、協議として2つ皆様方をお願いをするわけでございますが、1つは新学習指導要領について。もう1つは矢巾町いじめ防止基本方針について皆様方にお示しをして、今後のいじめ防止の在り方について協議をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

○ 総務課長

協議に入ります前に、教育委員さんに新しく赴任された方がおりますので、皆様を紹介したいと思います。ただ今ご挨拶申し上げました町長の高橋昌造でございます。続きまして大坊一男教育委員さんでございます。続きまして掛川はるな教育委員さんでございます。続きまして齊藤学教育委員さんでございます。続きまして関村昭子教育長職務代理者でございます。続きまして和田修教育長でございます。次は職員でございます。学務課長の村松康志でございます。続きまして社会教育課長の野中伸悦でございます。続きまして学校給食共同調理場所長の佐々木忠道でございます。続きまして学務課長補佐の田村琢也でございます。続きまして総務課長補佐の田中館和昭でございます。総務課長の山本良司と申します。

それでは協議に入りますので、協議の進行につきましては町長さんの進行でお願いいたします。

○ 町 長

さっそく、3番目の協議に入らせていただきます。（1）「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第1号に関する事」で、①新学習指導要領について、担当から説明願います。

○ 学務課長

まずは学習指導要領とは何かということで、根本的な話ですが、全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省では、学校教育法に基づき各学校で教育課程を編成する際の基準を定めています。これを「学習指導要領」といっております。

次に、これまでの学習指導要領の変遷についてですが、現在のような大臣告示の形で定められたのは昭和33年のことでありまして、それ以来ほぼ10年毎に改訂されてきました。特徴的な

改訂について説明をいたしますと、まずは昭和33年から35年につきましては、道徳の時間が新設されました。昭和43年から45年につきましては、教育内容の一層の向上ということでレベルアップを図っていかうというような改訂がされております。平成元年の改訂におきましては、生活科の新設、道徳教育の充実等が挙げられております。平成10年、11年の改訂では、総合的な学習の時間を新設しました。これによってゆとり世代問題がその後発生したということがございます。これを受けまして、平成20年、21年の改訂におきましては、授業時間の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入ということで反動ともいえるような大きな改訂がございました。そして平成27年度の一部改訂におきましては、道徳の特別教科化がなされました。

平成29年3月31日に告示されましたこのたびの小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントについてご説明させていただきます。1点目ですが今回の改訂の基本的な考え方です。まとめますと1つ目は子どもたちの資質・能力を一層確実に育成すること。それから社会的に開かれた教育課程を重視すること、これに重きを置いています。2つ目は現行学習指導要領、つまり平成21年で置き換わったその内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成するということとございます。3つ目といたしましては、道徳教育の充実や体験学習の重視、体育・健康に関する指導の充実が挙げられております。そのことにより豊かな心や健やかな体を育成したいというのが今回の改訂のポイントでございます。2点目ですが、改訂の中でも大きな特徴について述べさせていただきます。まず小学校の標準授業時間ですが、現行では外国語活動が導入されまして、小学校5年生、6年生が35時間ずつ設定されているところでございます。合計で5645時間ということになりますが、改訂後には外国語活動は小学校5年生、6年生だったものが3年生、4年生に移りまして、5年生、6年生につきましては70時間の時間を割きまして成績がつくような教科化がなされるということになります。外国語という教科が新たにできることで140時間が増えることとなります。一番の問題は増える時間をどのようにして捻出していくかというのは各教育委員会で悩んでいるところでございまして、先般、2月に教職員人事の会議がありました。各教育長が集まっていったいどうやってこの時間を捻出するか、朝早く集まってもらって1時間目の前にやるといったようなアイデアが出されました。あるいはテレビ報道がありましたけれども、長期休暇を削ってその中でやろうというアイデアもございます。2月の会議におきましては、盛岡広域では同じ方向を向いていきたいと思います。教育長は確認したところでございます。ここが大きな問題になると想定されるところでございます。

3番の教育内容の主な改善事項でございます。言語能力の確実な育成をまず目指すということで、小・中の国語、総則、各教科等に力を入れていきたいと思っております。それから理数教育の充実ということで、前回改定において2、3割程度授業時間を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活から問題を見いだす活動、小学校で言えば算数、中学校で言えば数学、これの充実に力を入れて学習の質をさらに向上していきたいということとございます。次ですが、必要なデータを収集・分析する統計教育を新たに充実させたいということで、小学校の算数、中学校の数学で学ばせたい、自然災害に関する内容の充実ということで、小中の理科で学ばせたいということが言われております。

伝統や文化に関する教育の充実についてももうたわれております。さらに体験活動の充実についても特別活動におきまして活動が提言されているところでございます。

その次でございます。大きな改善事項の中で外国語教育の充実ということで、小学校の中学年で外国語活動を、高学年で外国語科、つまり教科になり成績がつくということになります。これ

につきましては大抵の小学校の先生は英語の免許を持っておりませんので、教え方の問題や人材確保の問題について見えていない状況でございます。今後協議なり必要などところになってくるかと思っております。

次に、情報活用能力の向上を図りたいということで、これにつきまして小学校は総則、各教科等、算数、理科、総合的な学習の時間などでやりたいとうたっております。

4の道徳の重要な点を2点申し上げます。今回の改正で道徳を特別の教科化が提言されました。2018年度から実施されるものでございます。小・中学校で道徳の時間週1時間を特別の教科道徳（道徳科）として新たに位置づけることとなります。ポイントとしては、検定教科書を導入する、数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます評価（記述式）であること、さらに指導要録の様式例は示すが、内申書には記載しない、そして入学者選抜にも使用しないことが示されています。

もう1つの大きな改定でございますが、小学校外国語教育の早期化・教科化ということでございます。新教材の整備・効果的な指導方法の普及が急がれるところでございます。これに関しては国が主導で行うところでございます。問題は、教員の英語指導力・専門性向上（推進リーダー・中核教員、全小学校教員ということであらわれておまして、外部専門機関と連携した英語指導力向上事業を行うことが例として挙げられておまして、国は小・中・高等学校の地域の英語教育推進リーダー等を要請する。教育委員会は研修や公開授業等を企画して、このリーダーを通じて各小学校で校内研修を担当する中核教員を育て、学習指導要領の改訂に向けた実践的な指導法等をリーダーから各教員に伝達していくこととなります。中核教員は全教員を対象に校内研修を実施するところでございます。さらに小学校教員の教科化に対応した専科指導が可能となるプログラムの開発及び講習実施を大学等に委託、これについても文部科学省でやっているところでございます。さらに当該プログラムを免許法認定講習として認定し、小学校教員の中学英語免許状取得を促進させるということで、小学校の教員が中学校の英語の免状を取るといような働きかけをやっていきたいと提言が出されているところでございます。

問題は指導者の確保・充実ということでございます。教職員定数の改善がまず必要であり、小学校専科指導のためには教員定数の加配措置が必要ではないかということ。それから補習等のための指導員等派遣事業も必要ではないか、できるのであれば専門性の高い非常勤講師や英語が堪能な外部人材の活用も考えてはどうかというようなことも言われております。ALTの配置によるより一層の充実ということでございます。そして、特別の免状制度ということで教員免許状を持っていない英語が堪能な外部人材等を活用促進することも1つの手ではないかということも言われております。それから教員採用の改善ということで、この5つの方法で英語の教科化になった場合の指導者の確保・充実をしていかなければならないということが大きな課題となっているところでございます。

7番の主体的・対話的で深い学びの実現、これは今までアクティブ・ラーニングとよく呼んできたところでございますが、文部科学省でもアクティブ・ラーニングという言葉は使わないで主体的・対話的で深い学びというような表現を使っているところでございます。これにつきまして、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行うことで、学校教育での質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、能動的に学び続けるようにすることを目的としているところでございます。そのためには、主体的な学びということで自己の学習活動を振り返って次につながる主体的な学びを行うこと。次に、対話的な学びということで子ども同士の協働、教職員や

地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げる対話的な学びを行うこと。最後に、深い学びということでございまして各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることを目指す深い学びを実現していきたいということがうたわれてございます。

○ 町 長

ただ今この新学習指導要領について説明がありましたが、このことについて質問なりご提言をいただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

今年の3月31日にお示しをされた新しい指導要領でございますが、皆さん方マスコミ報道などで見られていらっしゃると思っておりますので、順番に意見を伺いたいと思っております。大坊委員からお願いします。

○ 大坊委員

英語教育の時間が5、6年生でそれぞれ70時間、この時間の捻出をどうするかということがこれからの課題であり、あるいは教える側の教員の数が足りないといった対策の充実も問題、課題としてこれから大きくやっていかなければならないということは分かりました。指導要領に沿った教育をしなければいけないということで、それはしていないというわけにはいかないと思うので、おいおい解決しなければいけないと思っておりますが、児童生徒の負担もまたこの内容を見ますと外国語教育だけではなくその他のことも増えてくるということで非常に子ども達の負担がかかってくるのではないかと心配があります。本質的な問題ではないですが、外国語教育という文言で記されているわけですが、これ皆さん英語を前提としてとらえているのですが、外国語というと英語だけではなく中国語やドイツ語、フランス語といったいろんな外国語がありますので、区別して使っているのは何か意味が含まれているのか、ただ外国語という場合は英語なのだということところが個人的に腑に落ちないところであります。

○ 町 長

今の大坊委員さんの外国語、ここについてはまさにその通りだと思っただけけれども、この辺のところの考え方は調べてあるのか。指導要領で示されている外国語活動、外国語という言葉が出てきているわけだが、その考え方はどうなのか。

○ 学務課長

やはり英語だと、全世界で使われている外国語の中で英語が一番公用語に近いものでございまして、そういう面からも英語が外国語活動のメインになるものであるととらえております。

○ 町 長

逆に英語でなくてもいいのか。外国語であれば中国語であろうがドイツ語であろうがそれでいいのだということなのか、そこが聞きたい。

○ 大坊委員

外国語大学のようなところであれば語学を選択できますが、小学校中学校では英語しか選択できない、選択制であれば外国語という表現でしか表現できないと思っております。

○ 町 長

ここの意図しているところをこの際精査しておく必要がある。

掛川委員さんお願いします。

○ 掛川委員

中学、高校、大学まで英語を習っていても話せないことが問題だと思っておりましたが、なぜ

今までできなかったのか、この先も同じように繰り返さないように今までと時間としてたくさん入ることで子ども達にとって、先生方にとって負担になって英語が嫌いにならなければいいなという思いがあります。子どもが今後英語を話せるようになればいいなと思うのですが、どのようになっているのか、どういう先生が来るのかどういう授業をするのかということは期待もしております。

○ 町 長

今度、新指導要領が目指す姿ということで先ほど基本的な考え方が説明あったが、これを受けて本町の小中学校の児童生徒が目指す形、見えるか化をどのように図っていくかということだが、ただ指導要領に示されたからそれを踏襲するということではなく、これを受けて本町の教育の在り方はどうなっていくのかということが問われていると思うのだが、その辺はどうなのか。

○ 学務課長

最低限こうなさいということもあります。矢巾は矢巾で地域に根差したやり方をやってきたところもあると思いますので、国で示してきているものから逸脱することはできませんけれども、矢巾バージョンに少しでも改良できるものは改良してやっていければいいのかと考えております。

○ 町 長

齊藤委員さん、お願いします。

○ 齊藤委員

20年前にゆとり教育が実施されて、授業の数が少なくなったのですが、今度は逆の形になって道徳教育や英語教育を導入するというので当然授業数も増えてくると思うのですが、知識の集積をかなり今の子どもたちは持っておかないと、将来的に話しができないと例えのことを言っていると思います。そういった中で、今回の新指導要領は単純に知識を詰め込むということではないような意図だと思いました。最後にあったアクティブ・ラーニングですよ3本の柱の、主体的に考える、深く考える、対話的に、ここがおそらく意図するところだと思います。単純に知識を詰め込む、教え込んでいくことではなく、将来物事を主体的に自分から考えを述べられるような人間に育てようという意図なのではないかと思います。実際に幼児教育から小学校、中学校、高校大学は入試があるのでインターフェースがうまく取れていると思いますが、例えば中学校1年生はいろいろな小学校から集まってきている、英語教育にばらつきがあると問題があると思いますので、共通的な知識を認識しておかないと段階ごとのインターフェースがうまく取れない、連続性を持っていかないとできないのではないかと、そのあたり先生方の資質になってくるのではないかと思います。今回は先生方の資質におんぶにだっこしている印象があります。それが相まって先生の労働時間がかなり増えてきているという逆のところがありますので、そこを考えていかなければならないのではないかと思います。

○ 町 長

齊藤委員さんはいわゆるゆとり教育からのスタートで、新指導要領で私たちは固定観念で月曜日から金曜日までだと思っているが、市町村の教育委員会によっては月曜日から土曜日までやってもいいことになっている。そういうことも考えられるのだと。矢巾町ではそういう検討をしてみたことがあるのか、月曜日から金曜日までだということではなく教職員の超多忙化の問題が出ているから土曜日までにして検討してみたらどうなのかという、検討したことはあるのか。また教育委員会で、学校現場とそういう話し合いをしたことはあるのか。

○ 学務課長

教育委員会内では時間が増えて捻出するのが大変ということで、教育長さんをはじめどのような方向が一番いいのか、結論は出ておりませんが土曜日にやるということも1つの選択肢でありますし、長期休暇を利用する方法もありますし、朝にやることもありますし、ほかにも考えれば何かあるかもしれません。今それを検討している最中でございます。

○ 町 長

関村委員さん、お願いします。

○ 関村職務代理者

今回の学習指導要領の現場に関わるところで一番大きいことは、英語ではないかと思えます。3、4年生の英語活動は聞いて話すという形で、歌を歌ったり踊りながら何かしたりといったことなので、3、4年生は総合的な学習の時間に入れて取り組んでいけると思えます。問題は5、6年生の教科書があって、聞いて話すではなく読み書きもできなければならないということになると、先生方の負担も大きいし、自己負担で英語を頑張っている先生もいると聞きましたがそういうことがこれから必要になってくるのではないかと思えます。経験年数の長い先生方が今は多いですが、そこまで意欲があるのかなと思ったり、必要であれば認定講習などを受けてということも必要になってくるのではないかと思えます。グローバル化が叫ばれていて、東京オリンピックもあることなので、矢巾の子たちがどのくらい関わりがあるかわからないですが、スポーツ選手を見ていると英語をどんどん話しますので、世界に羽ばたけるような子どもを育てるためには必要なことかと思えます。ただ厳しい現実として高学年の70時間を増やすことは難しいと思えます。1週間に2時間をどこに持っていくかということはやはり考えなければならないと思えます。小中連携や矢巾町内の取組として各校がこういう取り組みをして各校が違う取り組みをしていると中学校に上がった時に温度差が出てしまうので、統一した形で進めていければいいのではないかと考えております。

○ 町 長

ここに外国語活動と外国語とありますが、外国語活動では国から示されている教科書みたいなものはないのか。手づくりなのか。

○ 学務課長

手作りです。

○ 町 長

今度の外国語、5、6年生は検定教科書で教育するというのか。そうすると今度外国語活動と外国語教育の一貫性をどのようにして図っていくか。今関村委員さんがおっしゃったのは、フリモントから来たのだが私たちは一方的に話すことはできるが、聞くことが、英会話ができない。だから、小さいときにやっているとかなり違うのではないかということで、英会話をできるような教育をしていかなければならない。ここ140時間だけなのだが、外国語教育で今教職員の超多忙化が言われているときに140時間が与えられたということはどのようにとらえているのか。教職員と児童生徒の負担となるわけだが、教育委員会ではどのように考えているのか。それから、今度の指導要領では外国語教育とIT教育、先生方指導者の養成は走りながらになると思うが、こういうふうな部分について町の教育委員会はどのように取り組んでいるのか、また取り組んでいこうとしているのか。そして、外部人材の活用などの条件整備を行い支援、これは矢巾町では盛岡大学と富士大学と地方創生の包括協定取り交わしているの、そういう人材を大学生

の外部人材の活用のところにうまくやっていけないものなのか、教育委員会では検討しているのか。情報活用能力、このコンピュータ、プログラミング教育、これについてもやはり指導者、だから県立大学の情報やそういうところと連携をしてやっていかなければならない。英語教育推進リーダーは、資格要件あるのか。例えば講習を何十時間受ければリーダーになれる。ここに免許法認定講習として認定とあるが、認定法認定講習とはどういう意味なのか。観点別学習状況、観点という表現はよくわからないのだが、観点の考え方、今度の新学習指導要領で示されている考え方を教えてもらいたい。

○ 学務課長

1 点目の70時間70時間増えるということは、教員の皆さんに負担はかかります。小学校にクラブはありませんが、どのように負担を緩和できるかということとは走りながらでないといけないのではないかと、具体的にこうしたらいいというものは見えてきていない状況でございます。外部人材に関しまして、大学生の学習サポートを継続していきたいと思っておりますし、そのほか一般の町民の方でも英語に堪能な方であって、そういった指導ができる方であれば、お願いして授業をサポートしていただきたいと考えております。コンピュータに関しても専門性が高いものがございます、まだ国県から要請するようなプログラムはございませんけれども、若い教職員の皆さんはコンピュータに詳しく、活用をしておりますので、やはり若い方々に対する造詣知識の深い方々が中心となった組織、教育研究所がありますので、研究部会などを立ち上げてやっていくことも1つの手ではないかと考えております。

○ 町長

各委員さん方この新学習指導要領について、また追加で質問等あれば後からお聞きいたしますのでよろしくをお願いします。

協議の2番目に移らせていただきます。(2)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第2号に関すること」で、矢巾町いじめ防止基本方針について説明をお願いします。

○ 学務課長補佐

矢巾町いじめ防止基本方針ということで、基本方針につきましては平成26年7月に制定しまして29年7月に一部改訂ということで今回国のいじめ防止のための基本方針が改訂されたことで矢巾町としてもそれに基づきまして今回基本方針を改訂したところでございます。中身がボリュームたくさんありますので、別資料で矢巾町いじめ防止基本方針の改訂にかかわってということでポイントがありますけれども、こちらに沿って説明させていただきます。

6ページから7ページにかけてけんかやふざけ合い、いじめの定義について書いております。法が定義するいじめについては情報共有、組織的な対応ということで書いております。これにつきましてはいじめの定義ということでけんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとするというような形で今回、見直しをかけております。赤部分が今回の見直しで、赤で書いてあるところにラインを引いている部分が前の基本方針の内容となっております。

11ページですが、町が実施する施策ということで2点ほど赤字の、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、また学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動においてという2項目がありますけれども、これをいじめの防止の具体例ということで追加をしたという変更点となっております。

12ページでございますが、今年の4月1日から施行しました矢巾町いじめ防止対策に関する条例の制定に伴いまして、カのところでございますが、矢巾町いじめ問題対策連絡協議会の設置、キの部分で矢巾町いじめ問題対策委員会の設置ということで条例制定に伴いまして協議会及び常設の委員会の設置をした形になっております。

13ページでございますが、学校におけるいじめ防止等のための組織の設置ということで項目を整理し書いておりますけれども、学校におけるいじめの防止等のための組織の設置ということで14ページ下の方に赤字でライン引いて消しております部分を今回見直しまして具体的に整理をいたしました。

15ページにつきましては、学校におけるいじめの防止等に関する取組ということで書いておりますけれども、今までは学校の方でいじめというものが発生した場合、そのいじめの解決ということで教師が主体で解決に取り組んできたわけでございますけれども、今回の基本方針の見直しによりまして児童生徒の主体的な活動を明記いたしております。児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動や、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めるという形で、これからは児童生徒の方にも見て見ぬふりをしないで、そのようなことがあった場合は児童生徒の方から学校の方に報告等をしてこのいじめの防止に努めるという形を明記した形になっております。

17ページですが、新項目ということでいじめに対する措置を追加でございますが、いじめに対する措置ということで1番2番となりますが、いじめに係る行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことということで、今までであればいじめと認知された場合に措置を講じてきたわけでございますが認知後に教師等が介入いたしまして、いじめが解消した場合その月以内の解消件数の中に件数1と入ってきたわけですが、①のところにいじめに係る行為が止んでいることの中に被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間というのは少なくとも3カ月を目安にすると明記されておりました、これに伴いまして今までであればその月内で解消であれば解消件数に数字を入れておりましたが、これからは少なくとも3カ月を経過した時点でなおかつ再発していない場合は解消件数に1と入れることとなります。2か月目、3か月目までは要観察項目に3か月間は件数を入れるような形で、それを過ぎた後に解消とするよう今後は見ていくことになっております。

このような形で今回の矢巾町いじめ防止基本方針の改訂を行いましたけれども、この中でもポイントというのは12ページの学校いじめ基本方針の具体例を追加したところと、15ページの学校におけるいじめ防止等に関する取組の部分、17ページの新項目ということでこの部分が今回の基本方針の改訂のポイントとなるものと考えております。

○ 町 長

説明が終わりましたので、皆さん方からご質問なりご提言をいただきたいと思っております。齊藤委員さんお願いします。

○ 齊藤委員

いじめというのはいじめる側があって初めていじめが発生するので、いじめる側をどうにかしなければならぬと思っております。家庭環境がだいたい問題があるためにストレスによっていじめを

するというケースが多いと聞いております。受ける側が心理的なケアも必要ではあると思うのですが、いじめる側にも被害者と同じように心のケアが必要なケースも多いということを考えれば科学的に考える必要があるのではないかと思います。事務的な面になると思いますが、基本方針ということで第1、第2、第3と3つの柱に第1には基本的な方向に関する事項、2番目として対策の内容に関する事項、3番目にその他重要事項、3つの柱で出来上がっているのですが、第1の最初に組織的対応という根拠法令がきていて2番目に理念が来ているが、先に持ってきたことが普通なのか。根拠法令として最後に書かれていてもいいのではないかと思います。7番目に基本的な考え方という表現は方針といったような表現にしてもいいのかなと感覚的に思いました。

○ 町 長

順番についての考え方、今お話しあったことについて、8ページの7のいじめの防止等に関する基本的な考え方で、これは基本的考え方というよりも方針ではないのかと指摘しておりますがそのあたりを説明願います。

○ 学務課長補佐

この矢巾町いじめ防止基本方針につきましては、当時制定する基となる国のいじめ防止等のための基本方針というものがあまして、それを基に矢巾町いじめ基本方針がつけられた経緯がありまして、できる限り国の表現を変えないで当時この矢巾町基本方針をつくりましょうということでもあります。そこでこのような表現や順番になったところでございます。国の表現を当時つくるときに参考にしてつくったところでございます。

○ 町 長

資料の3ページにはじめにがありまして、そこで矢巾町いじめ防止対策推進法第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針に基づきということ今お話しさせていただいたことはこのこととでございます。それから一番最後に国・地方の基本方針からの引用を多くし、加えて子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引きも掲載させていただいたということで、今回は基本的に国の法律なり基本方針に従って進めさせていただいたとご理解いただきたいと思っております。関村委員さんお願いします。

○ 関村職務代理者

10ページのところに第2、1(1)矢巾町いじめ問題対策連絡協議会の設置、(2)矢巾町いじめ問題対策委員会の設置とあって、12ページに赤でまた矢巾町いじめ問題対策連絡協議会の設置と同じ文言でカ、キがあるのですが、条例が制定される前にも対策連絡協議会みたいな組織があったような気がするのですが、中身が違うものかと思うのですが同じ文言なのでなぜ2回出てきているのかと悩みました。

○ 町 長

ここは説明してください。

○ 学務課長

矢巾町いじめ問題対策連絡協議会についてですが、要綱で設置しておりました。今回条例の中にこの委員会を組み入れまして、要綱の方は廃止しておまして、活動内容につきましては同じものとなっております。

○ 関村職務代理者

ということはそのまま2つ。

○ 町 長

第2のところと第3に同じことをカ、キに書いてある。第2のところのいじめの防止等のための対策の内容に関する事項で、ここでは（1）対策連絡協議会の設置、（2）いじめ問題対策委員会の設置。（3）の町が実施する施策のところにかとキに同じことが書かれてある、これは前からあったのかということ聞かれている。同じものを重複してあげなければならないのかということである。もう1つ、24ページの重大事態発生時の対応フロー図のところ、学校いじめ調査委員会と町いじめ問題対策委員会とあるが、これは学校が主体でやるものと町教育委員会が主体でやるものでこの学校いじめ調査委員会に関してはどこに基本方針で明記されているのか。あとから教えてくれ。

○ 大坊委員

基本方針ですけれども、頭にすんなり入ってこないということが一番の感想です。重複した文言がところどころに出てくる、そういったところが大項目中項目小項目のように構成を工夫してもいいのではないかと感じました。そういった整理がなされると読みやすいのではないかと思います。

○ 町 長

ご指摘の通りだと思いますので精査させていただきます。掛川委員さんお願いします。

○ 掛川委員

このような基本方針が出されるということは安心感にはなるのですが、これが形だけではなくシステムだけにならないようにしていただきたいと思います。いじめが終わって3カ月たったら解消という目安はたしかにいいと思いますが、血の通った、文章だけではなく子どもたちを守るものであってほしいと思います。作ることに一生懸命になっていじめ自体がなくなればそれは意味がない感じがいたしました。

○ 町 長

今各委員さん方からお聞きしたわけですが、この重複したり、または文言の整理見直しの精査をさせていただいて、あくまでもこれはいじめ防止のための基本方針でございますので、そこに特化した指針でございますのでもう少し平易でわかりやすい表現を加えながら検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。すんなりと入ってこないということは私たちだけがわかって児童生徒、保護者の方々、地域の方々みんなが理解できるような基本方針にしなければならぬと思いますので、もう一度やり直しをさせていただいて、皆さんに見直しをした検討案を見ていただいて最終的に決定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。それでは矢巾町いじめ防止基本方針についてはよろしいですか。

○ 町 長

次に4その他ですけれども事務局から何かありますか。

○ 総務課長

ございません。

○ 町 長

教育委員さん方から何かございませんか。

それではなければ今日は新学習指導要領についてと矢巾町いじめ防止基本方針について皆さん方にご協議いただきました。本当にありがとうございました。

○ 司 会

以上をもちまして平成29年度第1回矢巾町総合教育会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

【午後2時16分 閉会】